平成２０年（フ）第８７７０号
兵庫県宝塚市すみれガ丘２丁目６番７号
破産者　玉木　信也
1　決定年月日　平成22年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２４号
大阪府泉佐野市上瓦屋716番地、開始決定時の住所大阪府泉佐野市中庄302番地の４
破産者　松浪　新治
1　決定年月日　平成22年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６１９号
大阪府泉佐野市中庄1073番地の１佐野泉陽ケ丘　１―203
破産者　土丸製材所こと　丹野　尚子
1　決定年月日　平成22年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６２０号
大阪府泉佐野市中庄1073番地の１佐野泉陽ケ丘　１―203
破産者　丹野　俊彦
1　決定年月日　平成22年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６２９号
大阪府阪南市尾崎町７丁目２番18―201号
破産者　五十川秀樹
1　決定年月日　平成22年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１２６３号
神戸市兵庫区荒田町１丁目２番７号、従前の住所神戸市兵庫区荒田町３丁目14―７―102号
破産者　村上謙一こと　趙　　謙
1　決定年月日　平成22年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４７８号
兵庫県高砂市米田町米田345番地の６、申立後の住所兵庫県高砂市米田町米田895―５第２タカミメゾン９号
破産者　井上　哲朗
1　決定年月日　平成22年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４８３号
兵庫県高砂市米田町米田39番地の１
破産者　北　　通廣
1　決定年月日　平成22年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４８７号
京都府木津川市兜台５丁目１番地３　コンフォールかぶと台28―103号、申立時の住所奈良市神功１丁目４番地の31
破産者　髙橋　　章
1　決定年月日　平成22年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２０年（フ）第４４６号
香川県綾歌郡綾川町畑田2473番地８、開始決定時の住所香川県高松市川部町619番地２
破産者　長尾　芳弘
1　決定年月日　平成22年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第２４５０号
神奈川県海老名市上今泉４丁目８番28号えびな北高齢者施設
破産者　室井　静雄
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６２９号
横浜市金沢区釜利谷西３丁目40番11号
破産者　朝長　綾子
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３３４１号
横浜市神奈川区松見町１丁目20番地12　アーフェリーク横浜202号
破産者　小川　哲夫
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６４号
神奈川県横須賀市追浜町１丁目40番地３―1010号
破産者　小野田主税
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第２６４号
相模原市中央区横山台１丁目31番９―202号、開始決定時の住所神奈川県相模原市横山台１丁目５番12号
破産者　大塚　重晴
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第９５１号
京都府向日市上植野町御塔道28番地の15
破産者　圀府寺正康
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第５２９号
大阪府八尾市志紀町南２―74―１　エクセラート八尾612号、住民票上の住所奈良県生駒郡平群町西宮１丁目６番17号
破産者　岡田　眞弓
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所